

合併後の住所表示変更

合併に伴い、平成23年10月1日から住所表示が変更になります。
なお、地番の変更、郵便番号や電話番号（市外局番）の変更はありません。

●例 合併前：上都賀郡西方町大字本城1 ⇒ 合併後：栃木市西方町本城1

合併前の住所表示	合併後の住所表示
上都賀郡西方町大字金崎	栃木市西方町金崎
上都賀郡西方町大字本城	栃木市西方町本城
上都賀郡西方町大字元	栃木市西方町元
上都賀郡西方町大字金井	栃木市西方町金井
上都賀郡西方町大字本郷	栃木市西方町本郷
上都賀郡西方町大字真名子	栃木市西方町真名子

住所表示変更に伴う手続き

住所表示の変更に伴って、各官公署等で手続きが必要になる場合があります。
特に対象者の方が多いと思われる項目に関してご案内しますので、一覧表をご参考に手続き等を行ってください。
なお、掲載されていない項目や手続きの詳細については、業務関連機関に直接お問い合わせください。

●合併に伴う「住所の表示」の変更を証明する書類の発行

住所表示の変更に伴う手続きの中には、変更を証明する書類が必要となるものがあります。
平成23年10月3日から、「住所表示等変更証明書」（無料）を次の庁舎等において発行します。

栃木市役所本庁舎	国府支所
大平総合支所	大宮出張所
藤岡総合支所	皆川出張所
都賀総合支所	吹上出張所
西方総合支所（合併前の西方町役場）	部屋出張所
寺尾支所	真名子出張所

「住所表示等変更証明書」見本

地番表示あり

住所表示等変更証明書			見本
住所の表示	合併前	上都賀郡西方町大字本城1番地	
	合併後	栃木市西方町本城1番地	
処分年月日	平成23年10月1日		

地方自治法第7条第1項の規定に基づく廃置分合の処分に伴い、上記のとおり住所表示及び土地名称の変更があったことを証明する。

年 月 日
栃木県栃木市長 印

地番表示なし

住所表示等変更証明書			見本
住所表示及び土地名称			
合併前	合併後		
上都賀郡西方町大字金崎	栃木市西方町金崎		
上都賀郡西方町大字本城	栃木市西方町本城		
上都賀郡西方町大字元	栃木市西方町元		
上都賀郡西方町大字金井	栃木市西方町金井		
上都賀郡西方町大字本郷	栃木市西方町本郷		
上都賀郡西方町大字真名子	栃木市西方町真名子		
処分年月日	平成23年10月1日		

地方自治法第7条第1項の規定に基づく廃置分合の処分に伴い、上記のとおり住所表示及び土地名称の変更があったことを証明する。
なお、地番の変更はありません。

年 月 日
栃木県栃木市長 印

問い合わせ

●本：市民生活課 ☎21-2147 ●西：生活環境課 ☎92-0306
●役：住民課 ☎92-0304

●本：合併後の市役所本庁の担当課 ●西：合併後の西方総合支所の担当課 ●役：合併前の西方町役場の担当課

●市の関係

原則として、住所表示の変更手続きを行う必要はありません。ただし、一部、取扱いにご注意いただくものがあります。

「問い合わせ」の見かた

- 本：市役所本庁の担当課（合併後（平成23年10月1日から）の問い合わせ先です）
- 西：西方総合支所の担当課（合併後（平成23年10月1日から）の問い合わせ先です）
- 役：西方町役場の担当課（合併前（平成23年9月30日まで）の問い合わせ先です）

分 類	項 目	必 要 な 手 続 き 等	問 い 合 わ せ
住民登録関係	住民票	住所変更の手続きは必要ありません。栃木市が職権で変更します。	●本 市民生活課 ☎21-2147 ●西 生活環境課 ☎92-0306 ●役 住民課 ☎92-0304
	戸籍謄抄本・附票		
	印鑑登録証	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併前の西方町の印鑑登録証は本庁舎又は総合支所に来庁された際、栃木市の印鑑登録証と交換します。	
	住民基本台帳カード	住所の記載があるカードをお持ちの方は、本庁舎又は総合支所にお持ちください。新住所を裏面に記入します。	
	外国人登録証明書	住所変更の手続きは必要ありません。 本庁舎又は総合支所へ来庁された際に変更の記載をします。	
	旅券（パスポート）	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所を自分で訂正してください。（ただし、他ページに書き込むことはしないでください。）	
国民健康保険	被保険者証	平成23年9月30日までは現在の被保険者証等をお使いください。 平成23年9月中に新しい住所の被保険者証等を郵送しますので、10月1日からは、新しいものをお使いください。	●本 保険医療課 ☎21-2151 ●西 生活環境課 ☎92-0307 ●役 住民課 ☎92-0305
	高齢受給者証		
	限度額適用認定証		
	限度額適用・標準負担額減額認定証		
	特定疾病療養受療証		
後期高齢者医療	被保険者証		●役 住民課 ☎92-0305
	限度額適用・標準負担額減額認定証		
	特定疾病療養受療証		
医療費助成	こども医療費受給資格者証	平成23年9月30日までは現在の資格者証等をお使いください。 3歳未満（現物給付）のこども医療費受給資格者証は平成23年9月中に新しい住所の資格者証を郵送しますので、10月1日からは、新しいものをお使いください。 3歳以上のこども医療費・重度心身障がい者・ひとり親・妊産婦医療費受給資格者証は、順次郵送いたします。	●本 保険医療課 ☎21-2153 ●西 生活環境課 ☎92-0307 ●役 保健福祉課 ☎92-0315
	重度心身障がい者医療費受給者証		
	ひとり親家庭医療費受給資格者証		
	妊産婦医療費受給資格者証		

分 類	項 目	必 要 な 手 続 き 等	問 い 合 わ せ
介護保険	被保険者証	平成23年9月中に新しい住所の被保険者証を郵送しますので、10月1日からは、新しいものをお使いください。	本 介護保険課 ☎21-2531 西 健康福祉課 ☎92-0310
	負担限度額認定証	平成23年10月1日以降に新しい住所の負担限度額認定証を郵送します。	
	社会福祉法人等利用者負担額減額認定証	平成23年10月1日以降に新しい住所の社会福祉法人等利用者負担額減額認定証を郵送します。	役 保健福祉課 ☎92-0306
市税等	法人町民税に係る法人等の所在地の届出	住所変更の手続きは必要ありません。 	本 市民税課 ☎21-2121 本 収税課 ☎21-2131 西 地域まちづくり課 ☎92-0304 役 税務課 ☎92-0303
	個人町県民税に係る特別徴収義務者の所在地の届出		
	原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)		
	税等の口座振替		
障がい福祉	身体障害者手帳	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	本 社会福祉課 ☎21-2424 西 健康福祉課 ☎92-0309
	療育手帳		
	精神障害者保健福祉手帳		
	自立支援医療受給者証(更生医療)	住所変更の手続きは必要ありません。新たなものを送付します。	役 保健福祉課 ☎92-0306
	自立支援医療受給者証(精神通院)	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	
	障がい福祉サービス受給者証		
	特別児童扶養手当証書		
児童福祉	子ども手当	住所変更の手続きは必要ありません。	本 こども課 ☎21-2511,2512 西 健康福祉課 ☎92-0312
	遺児手当		
	児童扶養手当証書	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	
保育園	保育園に関する住所変更手続き	住所変更の手続きは必要ありません。	役 保健福祉課 ☎92-0306
母子保健	母子健康手帳	合併による住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	本 健康増進課 ☎25-3512 西 健康福祉課 ☎92-0311 役 保健福祉課 ☎92-0315

本：合併後の市役所本庁の担当課
 西：合併後の西方総合支所の担当課
 役：合併前の西方町役場の担当課

分 類	項 目	必 要 な 手 続 き 等	問 い 合 わ せ
畜 犬	犬の登録鑑札	合併による住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	本 環境課 ☎ 21-2601 西 生活環境課 ☎ 92-0308
	狂犬病予防注射済票		役 保健福祉課 ☎ 92-0315
小中学校	小中学校に関する住所変更手続	住所変更の手続きは必要ありません。 	本 学校教育課 ☎ 21-2178 西 教育支所 ☎ 92-0315 役 学校教育課 ☎ 92-0313
上下水道	水道料金の口座振替	住所変更の手続きは必要ありません。	本 水道課 ☎ 25-2100 西 北部水道事務所 ☎ 92-0317
	指定給水装置工事事業者の住所		役 建設水道課 ☎ 92-0310
	下水道使用料・農業集落排水使用料の口座振替	住所変更の手続きは必要ありません。 	本 下水道課 ☎ 20-5711 西 ※窓口はありません
	下水道排水設備指定工事店証		役 建設水道課 ☎ 92-0310
	下水道・農業集落排水の水洗便所改造資金融資あっせん		
その他	行政財産使用許可書 町有財産使用許可書	住所変更の手続きは必要ありません。	本 施設管理課 ☎ 21-2304 西 地域まちづくり課 ☎ 92-0303 役 企画課 ☎ 92-0301
	庁舎使用許可書	住所変更の手続きは必要ありません。	本 施設管理課 ☎ 21-2304 西 地域まちづくり課 ☎ 92-0303 役 総務課 ☎ 92-0300

分 類	項 目	必 要 な 手 続 き 等	問 い 合 わ せ
(その他)	入札参加資格審査申請書	住所変更の手続きは必要ありません。	本 契約検査課 ☎21-2411 西 ※窓口はありません 役 建設水道課 ☎92-0308
	小規模工事等契約希望者登録申請書	住所変更の手続きは必要ありません。	本 契約検査課 ☎21-2411 西 ※窓口はありません 役 建設水道課 ☎92-0308
	聖地公園使用許可証 町営墓地使用許可証	住所変更の手続きは必要ありません。	本 環境課 ☎21-2603 西 生活環境課 ☎92-0308 役 保健福祉課 ☎92-0306

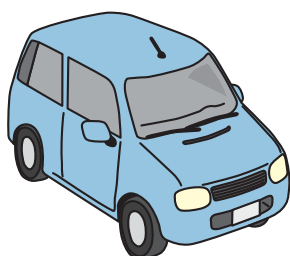


●国の関係

原則として、住所表示の変更手続きを行う必要はありません。ただし、一部、取扱いにご注意いただくものがあります。

項 目	対象者・対象事項	必 要 な 手 続 き 等	窓 口
国税に関すること		鹿沼税務署から栃木税務署への管轄の変更（「行政機関の管轄の変更」（12ページ）をご覧ください）に伴う届出及び住所表示の変更に伴う届出の手続きは必要ありません。	●平成23年10月1日から 栃木税務署 ☎22-0885 栃木市本町17-7 ●平成23年9月30日まで 鹿沼税務署 ☎0289-64-2151 鹿沼市東末広町1934-24
土地、建物登記簿	不動産の所在	職権で修正されますので、手続きの必要はありません。ただし、登記事項の変更に相当の期間を要します。	宇都宮地方法務局 栃木支局 （合併前後とも同じです。） ☎22-1068 栃木市片柳町1-22-22
	所有者の住所（抵当権、地上権、仮登記等の権利者の住所）	所有者等の住所が変更になりますが、合併前の住所を栃木市の住所に読み替える規定がありますので、手続きの必要はありません。 なお、住所表示の変更を希望する場合は、栃木市が発行する住所表示等変更証明書を添付のうえ、窓口へ登記名義人の住所変更登記（非課税）を申請してください。	
会社等の商業登記、法人登記等	定款等にある事務所の位置の表記変更等 役員の住所表記変更	本店、主たる事務所及び役員の住所等については職権で修正されますので、手続きの必要はありません。ただし、登記事項の変更に相当の期間を要します。 支店及び従たる事務所（以下「支店等」）の場合、合併日以降、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を申請し、その登記が完了後、支店等を管轄する法務局に変更登記を申請してください。（栃木県内に本支店がある場合を除きます。）	
国民年金、厚生年金、全国健康保険協会管掌健康保険	国民年金・厚生年金の被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、一定期間を過ぎても日本年金機構からのご通知の住所表示が「上都賀郡西方町」の場合は、窓口にご連絡ください。	日本年金機構 栃木年金事務所 ☎22-4131 栃木市城内町1-2-12
	年金受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、一定期間を過ぎても日本年金機構からのご通知の住所表示が「上都賀郡西方町」の場合は、窓口にご連絡ください。	日本年金機構 宇都宮西年金事務所 ☎028-622-4281 宇都宮市下戸祭2-10-20 （合併前後は両方の窓口で対応します。）
	健康保険・厚生年金保険適用事業所	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、「保険料口座振替納付変更申請書」のお届けが必要な事業主様には、個別に年金事務所からご連絡の上、対応します。	
	健康保険の被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。 健康保険被保険者証は、引き続き使用できます。	

分 類	対象者・対象事項	必 要 な 手 続 き 等	窓 口
自動車検査証	普通車、二輪の小型自動車（排気量が250ccを超えるオートバイ）	住所変更の手続きは必要ありません。 合併により自動車検査証の所有者又は使用者の住所、使用の本拠地の表示を栃木市名に変更することを希望される方は、職権により栃木市への表示を変更しますので、自動車検査証をお持ちください。（手数料無料）	関東陸運局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所 （合併前後とも同じです。） ☎050-5540-2020 佐野市下羽田町2001-7
軽自動車届出済証	軽二輪（排気量が125ccを超え250cc以下のオートバイ）	住所変更の手続きは必要ありません。 合併により軽自動車届出済証の所有者又は使用者の住所、使用の本拠地の表示を栃木市名に変更することを希望される方は、窓口に軽自動車届出済証を持参していただければ訂正をさせていただきます。 なお、新しい用紙での軽自動車届出済証を希望される方は、用紙代として100円負担となります。	
普通車、二輪の小型自動車、軽二輪のナンバープレート	普通車、二輪の小型自動車（排気量が250ccを超えるオートバイ）、軽二輪（排気量が125ccを超え250cc以下のオートバイ）	現在使用中の車両を引き続き現住所で使用する場合は、「宇都宮」「栃木」「栃」ナンバーで使用できます。また、「とちぎ」ナンバーに変更を希望される方は、番号変更手続きが必要となります。 ※詳細については、窓口にお問い合わせください。	
自動車検査証	四輪の軽自動車	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は車検証と印鑑をお持ちになり、変更の申請を行ってください。ご持参いただき申請することができます。申請用紙代30円＋ナンバープレート代1,520円が負担となります。	軽自動車検査協会 栃木事務所佐野支所 （合併前後とも同じです。） ☎0283-20-6116 佐野市下羽田町2001-2
軽自動車のナンバープレート		現在使用中の車両を引き続き現住所で使用する場合は、「宇都宮」ナンバーで使用できます。また、希望により変更することも可能です。その場合は、番号変更の手続きが必要となり、申請用紙代30円＋ナンバープレート代1,520円が負担となります。	



●栃木県の関係

掲載されていない項目や手続きについては、業務関連機関に直接お問い合わせください。

○次の項目は手続きの必要はありません。（主なものを掲載）

分 類	項 目
各種免許等	医師免許、歯科医師免許、あん摩マッサージ師指圧師・はり師・きゅう師免許証または免許証明書、管理栄養士免許、栄養士免許、保育士、調理師免許、理容師・美容師免許証または免許証明書、クリーニング師免許、保健師免許、助産師免許、看護師免許、薬剤師免許、准看護師免許、宅地建物取引業免許、教員免許状、国外運転免許証
戦傷病者特別援護法関係	戦傷病者手帳
特定疾患	一般特定疾患医療受給者証、一般特定疾患重症認定、小児慢性特定疾患医療受給券
医療券	養育医療券、育成医療券
建設業関係	宅地建物取引主任者資格登録、建設業の許可、競争入札参加資格
建築士法関係	二級建築士・木造建築士の登録、建築士事務所の登録
理美容等	理容所開設の届出、美容所開設の届出、クリーニング所開設届
食品衛生営業関係	食品衛生管理者設置届、食品衛生法に基づく営業許可、栃木県食品衛生条例に基づく許可
車庫証明	自動車保管場所証明
税関係	個人の事務所等の設置届、法人の事務所等の設置届、心身障がい者に係る自動車税減免申請

○次の項目は手続きの必要はありませんが、一部、取り扱いにご注意いただくものです。

項 目	必 要 な 手 続 き 等	県 の 窓 口
公的個人認証電子証明書	そのまま利用できます。 ご希望される方は、有料(500円)で、合併後に栃木市名の証明書の再発行を受けることができます。	栃木市役所本庁舎及び総合支所で再発行されます。 市役所本庁市民生活課 ☎21-2147 西方総合支所生活環境課 ☎92-0306
自動車運転免許	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に手続きをしてください。なお、更新前に変更を希望される方は、右記の窓口で手続きをしてください。	運転免許センター ☎0289-76-0110 栃木警察署 ☎25-0110 鹿沼警察署 ☎0289-62-0110 ※県内すべての警察署で手続きができます。

○次の項目は、手続きが必要となるものです（手数料は無料）。

手続きの詳細については、一覧表に記載の窓口までお問い合わせください。

分 類	項 目	必 要 な 手 続 き 等	県 の 窓 口
法人関係	学校法人の寄附行為	合併日以降、寄附行為の変更をしたときに遅滞なく、寄附行為変更届を提出してください。	文書学事課 ☎028-623-2056
	宗教法人の登記事項	合併日以降、規則変更後に、事務所の所在地変更届を提出してください。	
	私立学校の学則（学則に学校の位置を記載している場合）	合併日以降、学則を変更しようとするときに、「学則変更届」を提出してください。	
	特定非営利活動法人の定款変更	合併日以降、定款の事務所所在地変更を行ったときに、届出が必要です。（届出は所管の行政庁に行ってください。）	県民文化課 県民協働推進担当 ☎028-623-3422 （市役所本庁地域まちづくり課または内閣府の場合もあります。）

分 類	項 目	必 要 な 手 続 き 等	県 の 窓 口
(法人関係)	社会福祉法人の定款変更	合併日以降、定款（事務所の所在地）変更を行ったときに遅滞なく、定款の変更届を提出してください。	法人所管課（医事厚生課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課）
消費生活協同組合関係	消費生活協同組合の定款変更	合併日以降、定款（事務所の所在地）の変更届を提出してください。	くらし安全安心課 ☎028-623-2154
医療法関係	病院・診療所開設等	合併日後10日以内に、開設届出事項一部変更届を提出してください。	県南健康福祉センター総務企画課 （合併前後とも同じです。） ☎0285-22-0302
	医療法人の認可	合併日以降、定款を変更したときに、医療法人定款一部変更認可申請書を提出してください。	
柔道整復師法関係	施術所の届出	合併日後10日以内に、変更届書を提出してください。	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律関係	施術所の届出	合併日後10日以内に、変更届書を提出してください。	
各種医療従事者養成施設関係	養成所の指定	合併日後1ヵ月以内に、変更届書を提出してください。	医事厚生課 ☎028-623-3047 （関東信越厚生局が窓口となるものもあります。）
介護保険関係	介護サービス事業者の指定	以下の場合は、合併日後10日以内に、変更届の提出が必要です。 ・合併後の栃木市のうち、一部を限定して実施地域とする場合。 （例：合併前に西方町を実施地域としていた事業所が、合併後も栃木市のうち西方地域のみで事業を実施するとき。）	県南健康福祉センター福祉指導課 （合併前後とも同じです。） ☎0285-21-2294
工業関係	登録電気工事業の登録	合併日後30日以内に、「登録事項等変更届出書」に登録証を添付して提出してください。	工業振興課 ☎028-623-3196
	みなし登録電気工事業の登録	合併日後30日以内に、「電気工事業に係る変更届出書」に受理証を添付して提出してください。	
水産業協同組合法	水産業協同組合の定款	合併日以降、定款（組合の地区、事務所所在地の名称）を変更したときに、水産業協同組合定款変更届を提出してください。	生産振興課 ☎028-623-2351
飼料安全法	飼料・飼料添加物製造業者届	合併日後1ヵ月以内に、「届出事項変更届」を提出してください。	畜産振興課 ☎028-623-2350
	飼料・飼料添加物販売業者届	合併日後1ヵ月以内に、「届出事項変更届」を提出してください。	農業環境指導センター ☎028-626-3086
家畜市場関係	家畜市場の登録	合併日後2週間以内に、「登録事項変更届出書」を提出してください。	畜産振興課 Tel028-623-2344
土地改良関係	土地改良区の代表者及び印鑑の届出	合併日以降速やかに、代表者及び印鑑（変更）届出書を提出してください。	下都賀農業振興事務所農村整備部 （合併前後とも同じです。）
	土地改良区「定款」	合併日以降速やかに、定款変更届出書を提出してください。	

分 類	項 目	必 要 な 手 続 き 等	県 の 窓 口
(土地改良関係)	土地改良区「維持管理計画書」	合併日以降速やかに、維持管理計画書変更届出書を提出してください。	☎23-3428
博物館法関係	博物館の登録	合併日以降直ちに、「博物館登録申請書変更届」に係書類を添付して提出してください。	生涯学習課 ☎028-623-3408
自動車指定関係	緊急自動車指定証	合併日以降、記載事項変更届をしてください。	●平成24年4月1日から 栃木警察署 ☎25-0110 ●平成24年3月31日まで 鹿沼警察署 ☎0289-62-0110
	緊急自動車届出確認証		
	道路維持作業用自動車指定証		
	道路維持作業用自動車届出確認証		
各種免許等	家畜商免許	合併日以降速やかに、「登録変更申請書」を提出してください。	畜産振興課 ☎028-623-2344
	不動産鑑定士（補）の登録	合併日以降遅滞なく、変更登録申請書に栃木市が発行する住所表示等変更証明書を添付して提出してください。	地域振興課 土地利用調整班 ☎028-623-2267
	不動産鑑定業者の登録	合併日以降遅滞なく、変更登録申請書に栃木市が発行する住所表示等変更証明書を添付して提出してください。	

●その他

分 類	項 目	必 要 な 手 続 き 等	窓 口
各共済組合	共済年金受給者	共済年金受給者の方は、勤務先・所属の共済組合・共済年金支払の案内元に、個々にご照会してください。	勤務先・所属の共済組合の窓口
電気	—	住所変更の手続きは必要ありません。 	東京電力株式会社 栃木カスタマーセンター ☎0120-995-111
電話	電話番号に関する住所	住所変更の手続きは必要ありません。 	NTT 東日本 ☎局番なし116
金融機関 (西方地域内に 本支店のある機 関)	預金通帳、証書等	原則、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、当座預金、融資取引等のある方は、お取引の金融機関によっては、手続きが必要となる場合がありますので、詳細については各金融機関にお問い合わせください。	各金融機関の窓口
	キャッシュカード	住所変更の手続きは必要ありません。	